

令和5年第4回甲賀市教育委員会（定例会）会議録

開催日時	令和5年3月29日（水） 午後3時30分から午後5時58分
開催場所	甲賀市役所 4階 教育委員会室
出席委員	教育長職務代理者 松山 顕子 委員 野口 喜代美 委員 藤田 浩二 委員 池田 吉希
事務局出席者	教育部長 山本 英司 次長（社会教育担当） 田村 勝也 次長（総務・管理担当） 松本 忠 次長（学校教育担当） 村地 昭彦 理事員 平井 茂治 学校教育課長 前田 正 学校教育課参事 松村 隆雅 社会教育スポーツ課長 三日月利安 社会教育スポーツ課参事 岡崎 徳幸 国スポ・障スポ推進室長 北村 俊文 歴史文化財課参事 桑田 美佐登 保育幼稚園課長 椎野 康浩 保育幼稚園課参事 西田 ひとみ 教育総務課長補佐 清水 英明 教育総務課主査 西川 蓉子
書記	教育総務課長補佐 方山 淳
傍聴者	なし

議決・報告事項は次のとおりである。

### 1. 会議録の承認

- (1) 令和5年第1回甲賀市教育委員会（定例会）会議録の承認
- (2) 令和5年第2回甲賀市教育委員会（定例会）会議録の承認
- (3) 令和5年第3回甲賀市教育委員会（臨時会）会議録の承認

### 2. 報告事項

- (1) 3月 教育長職務代理者 教育行政報告
- (2) 令和5年第1回甲賀市議会定例会（3月）提出議案（教育委員会関係）の結果について
- (3) 市内小中学校における児童生徒の状況報告について

### 3. 協議事項

- (1) 議案第5号 臨時代理につき承認を求めることについて（臨時代理第1号 甲賀市文化スポーツ財団法人に係る新型コロナウイルス感染症対応緊急支援補助金交付要綱の制定について）
- (2) 議案第6号 第3期甲賀市教育振興基本計画の改訂について
- (3) 議案第7号 令和5年度（2023年度）甲賀市学校教育の指針の決定について
- (4) 議案第8号 令和5年度（2023年度）甲賀市乳幼児保育・教育の指針の決定について
- (5) 議案第9号 甲賀市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について
- (6) 議案第10号 甲賀市教育委員会の事務の一部を委任する規則の一部を改正する規則の制定について
- (7) 議案第11号 甲賀市個人情報保護条例の施行に関する教育委員会規則及び甲賀市奨学資金給付条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
- (8) 議案第12号 甲賀市外国語指導助手任用規則の一部を改正する規則の制定について

- (9) 議案第13号 甲賀市歴史民俗資料館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
- (10) 議案第14号 甲賀市立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
- (11) 議案第15号 甲賀市教育委員会事務専決規程の一部を改正する規程の制定について
- (12) 議案第16号 甲賀市適応指導教室設置要綱の制定について
- (13) 議案第17号 甲賀市青少年資格等取得支援事業補助金交付要綱の制定について
- (14) 議案第18号 甲賀市地域学校協働活動推進事業実行委員会設置要綱の制定について
- (15) 議案第19号 甲賀市障害者スポーツ競技用補装具等購入補助金交付要綱の制定について
- (16) 議案第20号 甲賀市東海道「暮らし・にぎわい」再生事業補助金交付要綱の制定について
- (17) 議案第21号 甲賀市中学生国際交流事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について
- (18) 議案第22号 甲賀市児童生徒通学費補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について
- (19) 議案第23号 甲賀市特別支援教育就学奨励費支給要綱の一部を改正する要綱の制定について
- (20) 議案第24号 甲賀市通級指導教室設置要綱の一部を改正する要綱の制定について
- (21) 議案第25号 甲賀市社会教育振興事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について
- (22) 議案第26号 甲賀市教育委員会事務局職員の異動について
- (23) 議案第27号 甲賀市学校給食センター運営委員の解嘱又は解任について
- (24) 議案第28号 甲賀市学校給食センター運営委員の委嘱又は任命について
- (25) 議案第29号 甲賀市立学校評議員の委嘱について
- (26) 議案第30号 甲賀市学校運営協議会委員の解任について

- (27) 議案第31号 甲賀市学校運営協議会委員の任命について
- (28) 議案第32号 甲賀市立小中学校における学校医・歯科医・薬剤師の委嘱について
- (29) 議案第33号 甲賀市立幼稚園における園医・歯科医・薬剤師の委嘱について
- (30) 議案第34号 甲賀市少年センター協議会委員の解嘱又は解任について
- (31) 議案第35号 甲賀市少年センター協議会委員の任命について
- (32) 議案第36号 甲賀市青少年自然体験活動推進委員会委員の解嘱について
- (33) 議案第37号 甲賀市青少年自然体験活動推進委員会委員の委嘱について
- (34) 議案第38号 甲賀市社会教育委員の解嘱について
- (35) 議案第39号 甲賀市社会教育委員の委嘱について
- (36) 議案第40号 甲賀市地域学校協働活動推進員の委嘱について
- (37) 議案第41号 甲賀市スポーツ推進委員の委嘱について
- (38) 議案第42号 甲賀市水口曳山祭曳山保存修理委員会委員の委嘱について
- (39) 議案第43号 甲賀市史跡紫香楽宮跡調査整備委員会委員の解嘱について

#### 4. その他、連絡事項など

- (1) 令和5年第5回(4月定例)甲賀市教育委員会について
- (2) 令和5年第5回甲賀市教育委員会委員協議会について

#### ◎教育委員会会議

[開会 午後3時30分]

次長(総務・管理担当) 改めまして、こんにちは。本日は何かとご多用の中お集まりいただきましてありがとうございます。

ただ今から、令和5年第4回甲賀市教育委員会定例会を開会いたします。まず始めに甲賀市市民憲章の唱和を行います。皆様ご起立ください。

(一同 市民憲章唱和)

次長（総務・管理担当） ありがとうございます。ご着席ください。

それでは、開会にあたりまして松山教育長職務代理者からご挨拶を賜り、引き続きまして議事の進行をお願いいたします。

教育長職務代理者 みなさんこんにちは。

本日は大変お忙しい中、令和5年第4回教育委員会定例会にご出席いただきありがとうございます。

開会にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。

先日のWBCでは日本中が感動と夢をいただきました。アメリカの大リーガー達に日本のプロ野球選手たちが勝利をし、世界でNO.1となったことを私も本当に誇らしく思います。様々なメディアでも報道されていますが、サムライ JAPAN が世界でNO.1となった要因の1つとして、日本人大リーガーたちの行動が挙げられています。世界で一流とされる大谷選手の、周りを圧倒するような全力プレーと周りの選手からも同じものを引き出そうとする気迫。チーム最年長の大リーガーであるダルビッシュ選手が見せた、自分の投手としての調整を後回しにしてでも若手へのアドバイスに時間を割いて回る姿、派手にグイグイ引っ張っていくのではないけれども練習中のちょっとしたアドバイスの時やオフの時間などを使ってチームの輪を着実に築いていく細やかな心遣い。野球界で最高峰とされる大リーガー達の、野球の技術面以外での一流の行動が日本チーム全体に影響を与えたのは明らかです。そしてまた、日本人大リーガーたちは試合が終わってからも黙々とウエイトトレーニングをしていたとのことですので、一流の技術を持っている所以もその姿勢から示されたことと思います。勝利の要因はもちろん他にもあると思いますが、一人ひとりがそれぞれの立場でできる最大限のことをして、物事を進めていく、動かしていく、このことは私達も常に心にとめておくべきであると思いました。折にふれてこのことを思い出しながら、日々の業務にも活かしていきたいと考えています。

それでは、本日も委員の皆様方の慎重な審議をお願いし、令和5年

第4回教育委員会定例会開会にあたってのご挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしく願いいたします。

教育長職務代理者 それでは、日程に従いまして、議事に入らせていただきます。

はじめに1. 会議録の承認(1) 令和5年第1回甲賀市教育委員会(定例会) 会議録の承認について、(2) 令和5年第2回甲賀市教育委員会(定例会) 会議録の承認について、(3) 令和5年第3回甲賀市教育委員会(臨時会) 会議録の承認について、資料1、資料2、資料3につきまして、併せて何かご質問等ございませんでしょうか。

(全委員 質問等なし)

教育長職務代理者 特にご意見ご質問等ございませんので、ただ今の1. 会議録の承認については、原案どおり承認することとします。

教育長職務代理者 それでは、2. 報告事項に移らせていただきます。

(1) 3月教育長職務代理者教育行政報告について資料4に基づき、以下の3件について報告いたします。

まず1点目は、2月16日～3月23日に行われました第1回甲賀市議会定例会についてです。全く不慣れな市議会への出席でしたが、部長を始め、事務局の皆さんの多くのサポートを受けまして、何とか無事に終了させていただきました。ありがとうございます。この場をお借りしましてお礼を申し上げます。教育委員会への質問の詳細に関しましては、後ほど部長より報告がありますが、様々な観点から教育委員会に関するご質問やご意見をいただきました。それらにつきましては、必要に応じて、今後も検討また対応に努めていきたいと思っております。

次に2点目は、2月18日(土)にあいこうか市民ホールで開催されました金の卵プロジェクト「ハラミちゃんトーク&ライブ」についてです。ホール780席に対して2,200名を超えるお申込みをいただき、当日は抽選で選ばれた小中学生及び保護者の方で会場がいっぱいとなりました。抽選に外れた方はインターネット配信で、ライブの様子をご覧いただいたかと思っております。ハラミちゃんは、子どもたち

からのその場でのリクエストに対する即興演奏を含めて、数々の華々しい演奏を披露してくださいました。そして、ピアノを始めた小さい頃の話から、どのような経歴を経て現在に至っているかについて、数々のご自身の挫折も含めてたくさんのお話をしてくださいました。そして目の前のことを全力で行うことの大切さ、またそれら全てが自分の将来につながっていくということ、熱く語ってくださいました。ハラミちゃんからの生きることについての熱いメッセージは、たくさんのお子どもたちの心に届いたであろうと思いますし、良い金の卵プロジェクトになったと感じました。

次に3点目は、3月4日（土）にあいこうか市民ホールで開催されました「第18回甲賀市美術展覧会表彰式」についてです。ここ数年はコロナの影響で開催がなかなか難しかったようですが、今年はようやく例年通りの内容で開催され、表彰式も立派に執り行って貰えたと受賞者の方も大変喜んでおられました。目を見張るような立派な作品の数々に、このような発表の場があるということの大切さを改めて感じさせられました。今年は信楽高校の生徒さんもたくさん出品してくださいましたとのことで、若い方々の作品が今後もたくさん出品されることを願っているところです。

以上、3月の教育長職務代理者教育行政報告といたします

教育長職務代理者 それではただ今の3月教育長職務代理者教育行政報告について、何かご質問等ございませんでしょうか。

野口委員 教育長職務代理者に対して感謝を申し上げます。1月27日から教育委員会定例会や協議会だけではなく、報告を聞かせていただいたとおり、非常に貴重な時間を割いていただいたことに心から感謝いたします。また、本日のこの定例会が最後ではなく、離任式や着任式もありますので、引き続きよろしく申し上げます。

教育長職務代理者 他にご質問等はございませんでしょうか。

（全委員 質問等なし）

教育長職務代理者 それでは、ただ今の3月教育長職務代理者教育行政報告は報告事項として終わらせていただきます。

教育長職務代理者　続きますして、(2) 令和5年第1回甲賀市議会定例会(3月)提出議案(教育委員会関係)の結果について、資料5に基づき報告を求めます。

教育部長　それでは報告事項の(2)、去る2月16日から3月23日にかけて開催されました令和5年第1回甲賀市議会定例会(3月)提出議案(教育委員会関係)の結果について報告いたします。タブレットの資料5をお開け願います。

まず、1の「新年度予算案件」、甲賀市議会議案第1号「令和5年度甲賀市一般会計予算」につきましましては、3月13日から17日まで開催されました予算決算常任委員会において、また、2の「補正予算案件」、甲賀市議会議案第22号「令和4年度甲賀市一般会計補正予算(第10号)」につきましても、3月17日に開催されました予算決算常任委員会において、それぞれご審議をいただき、いずれの議案も3月23日の本会議最終日に、原案どおり可決をいただきました。

次に、3の「その他案件」、甲賀市議会議案第28号「財産の取得につき議決を求めることについて」、および甲賀市議会議案第31号・34号・35号ならびに37号「契約の締結につき議決を求めることについて」、の5つの案件につきましましては、3月9日に開催されました厚生文教常任委員会において、それぞれご審議をいただき、いずれの議案も3月23日の本会議最終日に、原案どおり可決をいただきました。

また、今3月議会においては、代表質問で3会派から、一般質問では8名の議員の方々から、教育委員会関係のご質問をいただき、市長をはじめ、教育長職務代理者、そして私からそれぞれ答弁をいたしました。

質問の要旨につきましては、「資料5別紙1」及び「別紙2」のとおりでございます。

それでは少し時間をいただき、質問概要についてご説明申しあげます。

まず、代表質問であります。別紙1をご覧ください。

最初に、公明党、木村眞雄議員からは、1点目に「本市の教育振興



策」のご質問で、「第3期教育振興基本計画の取り組みにおける成果と課題」「どこの機関にも関わらない不登校児童生徒に対する認識と対策」「教職員の働き方改革」「インクルーシブ教育の取り組み」「社会教育の推進」についてのご質問があり、2点目に「地域振興策および地域公共交通政策」のご質問で、「児童の通学における公共交通の活用」「地域の文化イベントの状況」についてのご質問がありました。

次に、凜風会、田中新人議員からは、1点目に「新型コロナウイルス対策」について、「感染症分類変更後の学校現場での対応」のご質問があり、2点目に「子育て・教育」のご質問で、「教育振興基本計画をもとにした家庭教育・学校教育・社会教育・文化スポーツ振興の実践内容」「社会教育に対する認識と今後の進め方」「中学生期におけるスポーツ・文化活動の考え方」「不登校児童生徒の対応における民間団体との連携」についてのご質問があり、3点目に「GX（グリーントランスフォーメーション）の推進」について、「学校教育におけるGX推進に向けた取り組み」のご質問がありました。

最後に、日本共産党甲賀市議員団、西山実議員からは、「岩永市政の評価と課題について」として、「学校給食費の義務教育段階における無償化の見解」「給食費の負担の考え方」についてのご質問がありました。

続きまして、一般質問であります。別紙2をご覧ください。

まず、田中喜克議員からは、「子どもたちの自然・社会体験活動」について、「『自然・社会体験活動』の学校での状況」「活動から得られる『生きる力、影響』の内容」「『自然体験活動』の積極的展開」についてのご質問がありました。

次に、福井進議員からは、「教員不足の現状と対策」について、「配置の状況」「教員不足の状況における授業の方法」「教員不足の要因・対策・見解」についての質問がありました。

次に、堀郁子議員からは、「学校等におけるてんかん発作時の口腔溶液（ブコラム）の投与」について、「文部科学省からの事務連絡の学校への伝達方法」「ブコラム投与に対応できる体制整備」についてのご質問がありました。

次に、山岡光広議員からは、1点目に「職員の時間外労働の是正」のご質問で、「小中学校教職員の勤務実態、メンタルでの休職事例、実態を踏まえての対応・改善策」についてのご質問があり、2点目に「コミュニティ・スクール」について、「コミュニティ・スクール導入の基本方針の確立についての見解」のご質問がありました。

次に、岡田重美議員からは、「性暴力から子どもを守る取り組み」について、「子どもの性被害における認識」「小中学校での性被害の実態把握」「児童生徒の相談」「包括的な性教育の必要性」「教職員への研修」についてのご質問がありました。

次に、奥村則夫議員からは、「ケンケト祭り」について、「ユネスコ無形文化遺産登録および国指定を受けたことによる認識」「市におけるこれからの位置づけ」「他市町との連携」「今後の支援の考え方」「民俗芸能としての戦略」のご質問がありました。

次に、北田麗子議員からは、「子育て支援と応援」について、「不登校児童と保護者に対する思い」「発達・グレーゾーン児童と保護者に対する思い」「今後注力する取り組み」についてのご質問がありました。

最後に、田中將之議員からは、「デフリンピック支援と共生社会の推進」について、「障がい者がスポーツや文化芸術に取り組む環境・基盤整備」「デフリンピックを応援する取り組み」についてのご質問がありました。

なお、答弁の概要につきましても添付いたしておりますのであわせてご参照願います。

以上、令和5年第1回甲賀市議会定例会（3月）提出議案（教育委員会関係）の結果についての報告といたします。

教育長職務代理者 それではただ今の（2）令和5年第1回甲賀市議会定例会（3月）提出議案（教育委員会関係）の結果について、何かご質問等ございませんでしょうか。

野口委員 2点、簡単に話をさせていただきます。

1点目はデフリンピック2025について、東京でデフリンピックが開催されるという議員の発言があったと思います。その後テレビで

も同じことが報道されておりました。この甲賀市でも滋賀県として、79回目の国民スポーツ大会や24回目の全国障がい者スポーツ大会が開催されますが、9月28日から10月8日までの大会が終了した後、このデフリンピックが11月15日から26日まで開催されると理解しております。これは、聴覚障がい者の人たちの100周年の記念大会となりますが、日本が初めて受け入れるということは画期的なことであると、私は思っております。

甲賀市も国スポ・障スポに取り組む立場でございます。政府も言っていますが、是非、その後続くデフリンピックの意義、啓発を色々な面で関連させて大々的に宣伝をしてほしいと思います。パラリンピックの時にシンガポール選手団のホストタウンとなっていましたけれども、それだけではなく、遠い場所での話ではなくて、非常に大事な取り組みだと思っておりますので、よろしく申し上げます。

もう1点は、代表質問の報告で感じたのですが、不登校児童生徒に関連して、今日も議題にある適応指導の学校外の教室の在り方についてです。議会の場面だけではなく、総合教育会議の中でも部局横断的などという答弁でもありましたけれども、三部局が一堂に会するということは非常に画期的で、フリースクールや学んでいこうか、夢の学習といったことが議会でも取りあげられていましたけれども、私はいつもそれだけではないと思っております。以前も申しあげましたが、各地域で子どもたちの不登校や引きこもりを含めた色々な問題解決のために、本当に頑張っているらっしゃる民間の市民団体は増えており、市が管轄して補助している民間団体だけではありません。そういった団体は交通費や活動費が払えず資金の工面に苦労されていることが最近分かっています。例えば、Wi-Fiが整備されていない、動画を見ることができない、テレビを買っても視るための設備が整備されていないなどです。その相談に学校教育課長が対応してくださいました。聞くところによりますと、他の課にもつないで部局横断的にコンタクトを取ってくださっています。まちづくり活動センター「まる一む」、市民活動推進課、情報政策課につないでくださり、企業のNTTドコ

モが若者の支援をしていることなども教えてください、その結果、補助金がもらえる見込みができたようです。学校教育課長にご尽力いただいたこともあって、地域共生社会推進課が共生という視点で子どもや外国人の子ども、色々な特徴を持った人たちも頑張っているということを含めて、来年は何とかWi-Fi環境の整備などを含めて目途がついてきたようです。本当に気付き難いところで民間の人たちが頑張っているという状況もぜひ次年度からしっかりと把握していただいて、どのような総合的な協働ができるのかということについてもよろしくお願ひします。

教育部長

ありがとうございます。

デフリンピックにつきましては、2025年は本市のスポーツ、あるいは障がいに対する理解・関心が深まるエポックメイキングな年になるのではないかと考えています。そういった中でデフリンピックが日本で開催されることは相乗効果も期待できますので、啓発活動をはじめとした我々ができることをしっかりやっていきたいと考えております。

それから、2点目の子どもたちの居場所づくりについてですが、ご紹介のとおり、総合教育会議でもご説明をいたしました新年度の取り組みで、これまで以上に他部局との連携が強化されるということですので、断らない相談ということも市は打ち出していますので、その中で子どもの居場所づくりについても聞くだけではなく、健康福祉部でもそうした自主的な活動に対する立ち上げ支援や運営支援とかいうものについて、一部予算化されていますので、そういったところを紹介していったり、民間と民間をつなぐ取り組みでありますとか、そういったネットワークの構築に一生懸命汗をかいて動いていけたらと思っています。予算はなくても、つなぐことで何か活路が見いだせたりすることもありますので、どんな話でも聞かせていただきたいと考えております。

野口委員

ありがとうございます。

デフリンピックについて、あと一言だけ。全国で手話言語条例が制

定されている465自治体（2023.4.11現在では481自治体＝全日本ろうあ連盟把握）に甲賀市は含まれていて、特にそういったことでも意義があると思っています。

教育長職務代理者 他にご質問等ございませんでしょうか。

藤田委員 堀議員の質問で、学校でのてんかん発作時の口腔溶液について、私も養護学校におりました。薬とか医療的ケアについては、なかなか教員が任せてくださいというわけにはいかず、看護師に無理をお願いするということがありました。発作や倒れた時の怪我といった二次被害、あるいは発作による周りの子どもたちの様子から、子どもたち同士の関係が難しくなるなど、そういったことがあるので、薬のことは丁寧に対応してほしいと思います。

お聞きしますが、看護師が必ずいなければならないわけではないですね。

次長（学校教育担当） お答えします。

食物アレルギーのエピペンと同様に医療行為ではありますが、特別に看護師資格がない学級担任等が対応することも可能とされております。現在、市内では先ほどのてんかんに関わる対象児童生徒は0名です。ただ、状況的に対象となりうる児童生徒がいるかもしれませんので、保護者に対しては、昨年7月から新たな制度があることの周知と併せて教職員の危機対応のマニュアルづくり等々で研修を進めていきたいと考えているところでございます。

教育長職務代理者 他にご質問等ございませんでしょうか。

（全委員 質問等なし）

教育長職務代理者 それでは、ただ今の（2）令和5年第1回甲賀市議会定例会（3月）提出議案（教育委員会関係）の結果については、報告事項として終わらせていただきます。

教育長職務代理者 続きまして、（3）市内小中学校における児童生徒の状況報告については、内容が個人的なことに関わりますので関係者のみの出席とし、非公開とします。

（非公開）

教育長職務代理者 それでは、再開させていただきます。

続きまして、3. 協議事項に入らせていただきます。(1) 議案第5号 臨時代理につき承認を求めることについて(臨時代理第1号 甲賀市文化スポーツ財団法人に係る新型コロナウイルス感染症対応緊急支援補助金交付要綱の制定について)、資料7に基づき説明を求めます。

社会教育スポーツ課長 議案第5号「臨時代理につき承認を求めることについて」臨時代理第1号「甲賀市文化スポーツ財団法人に係る新型コロナウイルス感染症対応緊急支援補助金交付要綱の制定について」その提案理由を申しあげます。

市内における文化芸術およびスポーツ振興を目的に、市が出資している公益財団法人において、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、資金繰りが厳しくなった法人に対して、市民サービスの低下が生じないように、特別に経営支援を行うため、令和2年度及び令和3年度と同様に、甲賀市文化スポーツ財団法人に係る新型コロナウイルス感染症対応緊急支援補助金交付要綱を制定するものであります。

補助の対象となる法人については、第3条において、公共施設の指定管理者として運営管理を行っており、業務により得る収入が新型コロナウイルス感染症の影響により著しく減少し、補填するために市の出資金を充てている財団法人としております。

補助金の額については、第4条にて、市の出資金から補填している金額に相当する額と定め、第7条にて概算払いが可能であることを定めるとともに、変更申請や実績報告等の手続を第8条から第14条で定めております。

この告示につきましても、昨年度に制定した告示が失効していることから新たに制定するものであり、付則2において、令和5年3月31日で効力を失うこととしております。

また、今年度の補正予算で支出することから、補正予算成立日の令和5年3月23日付で甲賀市教育委員会教育長に対する事務委任等規則第4条の規定により臨時代理したものです。

以上、議案第5号「臨時代理につき承認を求めることについて」臨

時代理第1号「甲賀市文化スポーツ財団法人に係る新型コロナウイルス感染症対応緊急支援補助金交付要綱の制定について」の議案説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

教育長職務代理者 ただ今、議案第5号について、説明を受けました。何かご質問等ございませんでしょうか。

(全委員 質問等なし)

教育長職務代理者 それでは、議案第5号について、承認することとしてご異議はございませんでしょうか。

(全委員 異議なし)

教育長職務代理者 それでは、本案については、原案どおり承認いたします。

続きまして、(2)議案第6号 第3期甲賀市教育振興基本計画の改訂について、資料8に基づき説明を求めます。

教育総務課長補佐 議案第6号「第3期甲賀市教育振興基本計画の改訂について」、その提案理由を申し上げます。

第3期甲賀市教育振興基本計画は、教育基本法の理念に基づき策定した前計画を継承し、「第2次甲賀市総合計画」の教育分野に対応した計画として、また平成29年策定の甲賀市教育の根本を定めた「甲賀市教育大綱」を具現化するため平成31年度から5年間の計画として策定しましたが、昨年度において計画の基となる「甲賀市教育大綱」を改定したことから本計画を改訂するものです。

本計画の改訂にあたっては、基本的には教育大綱の改定に付随する部分のみとし、抜本的な見直しは来年度の第4期計画の策定時に行いたいと考えております。

具体的には、教育施策の柱、「学校教育・青少年の健全育成」の施策に「特別支援教育の推進」を追加し、特別な教育的ニーズのある児童生徒に対しての取り組みを追記しています。さらに『国際教育の充実』を追加し、国際感覚に優れた、グローバルな視点で課題を解決できるような人材の育成に努めてまいります。また、スクールソーシャルワーカーの派遣など、不登校対策についても、より専門的な知識、技術

を活用した支援を行うことを追記しています。

また、『多文化共生』の柱を新たに追加し、外国人児童生徒を支援する総合的な体制づくりを、関係部局や関係団体と連携、協力しながら充実させてまいります。

また、「安全教育・防災教育」の柱に新たに『保健衛生教育』を加えて、新型コロナウイルス感染症対策等の徹底を図ることを追記しております。

なお、教育委員会の関係団体として小中学校長及び社会教育委員の皆さまにも貴重なご意見をいただきましたが、今回の改訂趣旨は教育大綱で変更された部分の修正であることから、内容の見直し等にかかるご意見は第4期計画において検討してまいります。

以上、議案第6号「第3期甲賀市教育振興基本計画の改訂について」の提案説明とさせていただきます。

慎重審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

教育長職務代理者 　ただ今、議案第6号について、説明を受けました。何かご質問等ございませんでしょうか。

野口委員 　簡単に2点、感想というか、意見を含めて述べさせていただきます。今回は、全部改定ではないということを前提に話し合ってまいりましたが、第4章の「計画を推進するために」という箇所があり、そのなかで、私が直面している状況と合わせて感動したところがございます。

今まで、政策や計画、奉仕活動などいろいろなことにかかわってまいりましたが、市民として自分にどのようなことができるのか、この考え方が基本だと思います。まさに書かれていますが、家族や学校、企業や地域といった中で市民には、自ら地域社会に参画して貢献するということが期待されていて、市民との協働が大切であるとされています。

この教育振興基本計画の改定が検討される少し前に、多文化共生として外国にルーツを持つ子どもたちの学習支援をしている市民団体の方からご意見をいただきました。教育の中で、外国の子どもたちのためにという共通理解はありますが、学ぶ権利保障の問題である学びた



いという気持ちはどうするのだと考えている団体です。

ご意見をいただいた経緯を聞いてみましたら、夏ごろに市のホームページで教育振興基本計画が改定されることを知って、ご意見をお寄せいただいたとのことでした。これは、実践を通して市民の側から出てきた意見で、その意見を参考にして多文化共生について意見してまいりました。これはまさに、教育振興基本計画が求めているものです。

要するに、教育振興基本計画は、関係団体だけの、教育委員会だけのものではなく、市民のものであるので、いろいろな形で知らせて周知していただきたいと思います。きっと市民の皆さんは、自分事のように感じて行動に移してくださるであろうという経験をしたので、その価値を共有したいと思います。

2つ目は、教育大綱の教育目標、教育振興基本計画、学校教育の指針、3つの関連で、いままでそのままになっている部分があるので、整合を図ってほしいと思います。

例えば、国際教育の分野で、政府から2005年に出された報告に基づいて教育振興基本計画は改定されています。学校教育の指針でも合わせていただいているのですが、国際教育と英語教育の位置付けがずれているところがあります。またそれを、教育大綱の改定もとなると今はできないということになるかもしれませんが、文章を1度見ていただいて、次年度ですが検討をお願いします。英語教育なのに国際教育と一緒にとらえられているということもあるので、基本線を押さえられているかの見直しをしてほしいと思います。

次長（総務・管理担当） 協働の部分についてですが、教育振興基本計画は教育委員会だけで進めるべきものではなく、教育施策全般についてどのように進めるかということです。ご意見いただいたとおり、市民の皆様と協働によって進めていくところも多くあるものと考えています。今回の改定、また今後の改定におきましても、そのような部分をできる限り鑑みて、実効的な計画にしていきたいと考えておりますし、教育振興基本計画自体についても、計画をどのように進めていくかといった部分も、当然この計画の一部となっていますので、よりうまく進めて

いくような検討をさせていただきたいと考えております。このあたりについては、皆様方と深い議論を交わしながら改定させていただけたらと思っております。

また、2点目の大綱などとの整合性についてですが、大綱は基本的には普遍的な部分がございますので、別途検討させていただきますが、大綱を補完するような振興計画であるべきと考えておりますので、整合性ととも大綱を具体的に説明できる振興計画にさせていただきたいと思っております。

野口委員 社会教育委員の会議でも、委員から具体的な個所を示して英語教育を国際教育に変えるべきだと仰っていて、私も正しいものと思っています。文部科学省が出している報告をもう一度読みました。こういったことを押さえておくことは大事なことだと思うので、検討の時期が来ましたら、よろしく願います。国際教育の中に英語の言語教育の充実があるという位置付けです。学校教育の指針にグローバルマインドと出てきますが、その辺りも国際教育と英語教育の位置付けについて確認が必要だと思います。具体的に申しあげましたけれども検討をお願いします。

教育長職務代理者 他にご質問等ございませんでしょうか。

(全委員 質問等なし)

教育長職務代理者 それでは、議案第6号について、決定することとしてご異議はございませんでしょうか。

(全委員 異議なし)

教育長職務代理者 それでは、本案については、原案どおり決定いたします。

続きまして、(3) 議案第7号 令和5年度(2023年度)甲賀市学校教育の指針の決定について、資料9に基づき説明を求めます。

学校教育課参事 議案第7号「令和5年度(2023年度)甲賀市学校教育の指針の決定について」その提案理由を申しあげます。

学校教育の目指すものとしまして、来年度も「いきいき学び ぐんぐん伸びる心やさしい 甲賀の子ども」をスローガンとししました。これに基づきまして来年度最重点項目としましては大きく4

つ掲げました。

①G I G Aスクール構想に基づく「個別最適な学び」と「協働的な学び」のツールとしてのI C Tの効果的な活用による情報活用能力の育成、②いじめを許さず、認め合い、支え合い、高め合う集団を育てる学級、学校づくり、③不登校児童生徒への支援と教育相談の充実、④感染症予防対策の徹底と感染拡大防止のための迅速かつ適切な対応、以上4点でございます。

1点目につきましては、確かな学力の定着に向けて、1人1台タブレット端末の授業での更なる効果的な活用を推進するとともに、I C Tの活用により、目的に合った情報や資料を選択し、順序立ててまとめたりわかりやすく発信し合ったりする教育活動の充実を図ってまいります。また、家庭への持ち帰り等、個別最適な学びについても更に推進してまいります。

2点目につきましては、お互いに認め合い、支え合い、高め合う学級、学校づくりを進める中で、いじめに関しては未然防止に努め、いじめ発生の際には適切かつ丁寧な対応を行うよう努めてまいります。

3点目につきましては、不登校児童生徒において、全国的・全国的な傾向と同様に、本市においても年々増加傾向にある中、今後も学校と関係機関との連携により適切な対応を行いながら、学習を含めた支援への取り組みについても一層推進してまいります。

4点目につきましては、各学校における新型コロナウイルス感染症予防対策の徹底を継続しながら、保健所や学校医との連携のもと児童生徒の安全確保に努めてまいります。

また、今後も豊かな人間性や社会性をはぐくむため、地域と連携した教育活動の充実を図るほか、教職員の資質向上に向けた研修等にも注力してまいります。

以上、議案第7号「令和5年度(2023年度)甲賀市学校教育の指針の決定について」の議案説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

教育長職務代理者 ただ今、議案第7号について、説明を受けました。何かご質問

等ございませんでしょうか。

(全委員 質問等なし)

教育長職務代理者 それでは、議案第7号について、決定することとしてご異議はございませんでしょうか。

(全委員 異議なし)

教育長職務代理者 それでは、本案については、原案どおり決定いたします。

続きまして、(4) 議案第8号 令和5年度(2023年度)甲賀市乳幼児保育・教育の指針の決定について、資料10に基づき説明を求めます。

保育幼稚園課参事 議案第8号「令和5年度(2023年度)甲賀市乳幼児保育・教育の指針の決定について」、その提案理由を申し上げます。

カラー刷りの資料(表紙)について説明いたしますのでご覧ください。

令和5年度の甲賀市乳幼児保育・教育の指針に掲げています、保育・教育目標としましては「乳幼児期における『早寝・早起き・朝ごはん・挨拶・読書・運動』などの基本的な生活習慣を身につけ、豊かな心と健やかな体や人とかかわる力を培い、夢と生きる力を育てること」であります。

この目標を実現するため、指針1に「保育・教育の充実」を掲げ、小学校以降に繋がります「育みたい資質・能力」「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」を示しながら、幼児教育と小学校教育の連携・接続へと展開していくよう、環境を通した主体的な活動による保育・教育の充実を図ってまいります。

左下の指針2の「育ちをつなぐ家庭・地域社会との連携、小学校との接続」では、「家庭・地域社会との連携・協働」を掲げ、すべての子どもに健やかな育ちが実現できるよう地域の子育てを支援してまいります。また「幼児教育と小学校教育の円滑な接続」を掲げ、入学する子どもたちが安心して意欲的に小学校の生活に取り組めるように小学校との連携を進めてまいります。

右下の指針3の「職員の資質・専門性の向上」では、「資質・能力を

高めるための研修の充実」と「保育・教育の質の向上に向けた全体的な計画の編成・実施・評価・改善」を掲げ、一人ひとりの子どもに応じた保育・教育を推進するために、必要な知識及び技術の修得、維持および向上に努めてまいります。

次の資料は、甲賀市乳幼児保育・教育の指針であり、具体的な実践の重点を明記しています。

今年度は7点につきまして変更と追加点がございます。

1点目は、「指針1 保育・教育の充実 視点2 豊かな心と健やかな体の育成」に「2－(1) 創造性を豊かにする活動の充実」を追記いたしました。

子どもの表現活動は、言葉、身体による演技、造形などの分化した単独の方法でなされるというより、例えば、絵をかきながらその内容に関連したイメージを言葉や動作で表現するなど、それらを取り混ぜた未分化な方法でなされることが多く、豊かな心と健やかな体の育成をめざすにあたり、「創造性を豊かにする活動の充実」についても示す必要があると考え、追記することといたしました。

2点目に、先ほどの指針1 視点2－(1)「創造性を豊かにする活動の充実」の重点としまして「自然や人々など身近な環境とかかわる中で、描く、作る、歌う、踊るなど、感情や体験を自分なりに表現する充実感を味わえるよう、様々な素材、用具の準備や、援助をし、豊かに表現する力を養うための環境の充実を図る。」の文言と「\*本物と出会う感動体験」「\*様々な素材を使った表現活動」を追記しました。「本物」とは、園庭の草花であり、散歩で出会う小動物であり、また、お店に並べてある肉や魚、また、本物の楽器の音色など、全てを本物ととらえ、子どもがイメージを広げていくための感動体験を大切にしていきたいと考えております。また、子どもが生活の中で友達や保育者と身近な素材や用具を使い、感じたことを描いたり作ったりして表現したり、美しい音楽を聴いたり、友達と歌ったり踊ったりするなど、様々な方法で自由に表現活動を楽しめるよう環境設定に努めてまいります。

3点目は、指針1視点2－(4)生命の尊さに気づく心の育成に、「大切にしようとする」の文言を追記しました。小動物を飼育したり、花や野菜を栽培したりする体験を通して、生命の誕生や終わりといったことに遭遇することも子どもの心をより豊かに育てる大切な機会となることから、幼児期にこのような生命の営みや不思議さが体験できるよう努めてまいります。

4点目に、指針1視点2－(5)地域の自然を生かした体験活動の充実に、「積極的に関わったり」の文言を追記しました。子どもが好奇心や探求心をもって主体的に環境に関わるようになることが大切であることから、身近な自然に興味・関心をもてるよう、地域の環境を活かした自然体験の充実を図ってまいります。

5点目に、指針1視点2－(6)食育の推進に、「調理する人などに感謝する気持ちと、食べることを楽しみ」の文言を追記しました。食事の準備のために様々な形で関わってくださる人に対する感謝の気持ちが育つよう、今後も栽培活動や調理過程の見学、お手伝いなどの経験が十分にできるよう取り組んでまいります。また、食べることを楽しみあう子どもに成長するよう、食事の雰囲気大切にするとともに、それぞれの子どもの発達に対応した食事を提供するよう努めてまいります。

6点目は、指針3視点6－(4)特別支援教育の推進に「\*医療との連携」を追記しました。特別支援教育については、それぞれの子どもの発達の状況に応じた医療機関との連携が不可欠でありますことから、今後も医療機関と連携し安全で適切な支援が行えるよう努めてまいります。

7点目は、指針3視点6－(5)危機管理意識の向上に「\*リスクマネジメントの実施」を追記し、また、「ヒヤリハットの記録と情報共有」については、リスクマネジメントに含まれるため削除いたしました。重大な事故を未然に防ぐため、日頃より職員一人ひとりが危機意識をもって事故防止対策に取り組み、安全・安心の保育に努めてまいります。

なお、指針1の視点3－(1)愛着の形成、および、視点3－(6)道徳性の芽生えの育成、視点3－(8)挨拶の推進につきましては、内容は変更せず、読みやすい文章に修正しました。

以上、「令和5年度(2023年度)甲賀市乳幼児保育・教育の指針の決定について」の説明といたします。

慎重審議のうえ、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

教育長職務代理者 ただ今、議案第8号について、説明を受けました。何かご質問等ございませんでしょうか。

(全委員 質問等なし)

教育長職務代理者 それでは、議案第8号について、決定することとしてご異議はございませんでしょうか。

(全委員 異議なし)

教育長職務代理者 それでは、本案については、原案どおり決定いたします。

続きまして、(5)議案第9号 甲賀市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について、資料11に基づき説明を求めます。

次長(総務・管理担当) 議案第9号「甲賀市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について」その提案理由を申し上げます。

令和5年度の組織・機構改編に伴い、こども政策部発達支援課所管の適応指導教室を教育委員会事務局学校教育課に移管するため、甲賀市教育委員会事務局組織規則の一部を改正しようとするものです。

本改正につきましては、学校復帰を支援するに当たり、こどもの取組状況及び心理状態を把握し不安を十分に理解したうえでサポートする必要があることから、学校現場との連携を強化するために行うものであります。

なお、本規則は令和5年4月1日から施行いたします。

以上、議案第9号「甲賀市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について」の議案説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

教育長職務代理者 ただ今、議案第9号について、説明を受けました。何かご質問

等ございませんでしょうか。

(全委員 質問等なし)

教育長職務代理者 それでは、議案第9号について、決定することとしてご異議は  
ございませんでしょうか。

(全委員 異議なし)

教育長職務代理者 それでは、本案については、原案どおり決定いたします。

続きまして、(6) 議案第10号 甲賀市教育委員会の事務の一部を  
委任する規則の一部を改正する規則の制定について、資料12に基づ  
き説明を求めます。

次長(総務・管理担当) 議案第10号「甲賀市教育委員会の事務の一部を委任す  
る規則の一部を改正する規則の制定について」その提案理由を申しあ  
げます。

議案第9号でもご説明いたしました令和5年度の組織・機構改編に  
伴い、適応指導教室の管理運営に関する事務につきまして、こども政  
策部への委任事務から削る規則の一部改正をしようとするものです。

なお、本規則は令和5年4月1日から施行いたします。

以上、議案第10号「甲賀市教育委員会の事務の一部を委任する規  
則の一部を改正する規則の制定について」の議案説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

教育長職務代理者 ただ今、議案第10号について、説明を受けました。何かご質  
問等ございませんでしょうか。

(全委員 質問等なし)

教育長職務代理者 それでは、議案第10号について、決定することとしてご異議  
はございませんでしょうか。

(全委員 異議なし)

教育長職務代理者 それでは、本案については、原案どおり決定いたします。

続きまして、(7) 議案第11号 甲賀市個人情報保護条例の施行に  
関する教育委員会規則及び甲賀市奨学資金給付条例施行規則の一部を  
改正する規則の制定について、資料13に基づき説明を求めます。



次長（総務・管理担当） 議案第11号「甲賀市個人情報保護条例の施行に関する教育委員会規則及び甲賀市奨学資金給付条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」その提案理由を申し上げます。

令和5年3月31日をもって、甲賀市個人情報保護条例及び甲賀市個人情報保護条例施行規則が廃止されることに伴い、引用する例規等の変更により改正するものであります。

なお、この規則は令和5年4月1日から施行します。

以上、議案第11号「甲賀市個人情報保護条例の施行に関する教育委員会規則及び甲賀市奨学資金給付条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」の議案説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

教育長職務代理者 ただ今、議案第11号について、説明を受けました。何かご質問等ございませんでしょうか。

（全委員 質問等なし）

教育長職務代理者 それでは、議案第11号について、決定することとしてご異議はございませんでしょうか。

（全委員 異議なし）

教育長職務代理者 それでは、本案については、原案どおり決定いたします。

続きまして、（8）議案第12号 甲賀市外国語指導助手任用規則の一部を改正する規則の制定について、資料14に基づき説明を求めます。

学校教育課長 議案第12号「甲賀市外国語指導助手任用規則の一部を改正する規則の制定について」その提案理由を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症対策の入国制限等の影響により入国が遅れた外国語指導助手について、一般財団法人自治体国際化協会からの通知に伴い、任用期間・報酬を明確にするため、規則の一部を改正するものです。

主な改正の内容ですが、例外的に春に入国した外国語指導助手について、入国から5年間の任用では、最終年に数か月間外国語指導助手が不在となる期間が生じるため、2年目の任期終期を他の外国語指導

助手の任期終期である7月31日に設定することで、継続した任用が可能となります。

なお、本規則につきましては、公布の日から施行いたします。

以上、議案第12号「甲賀市外国語指導助手任用規則の一部を改正する規則の制定について」の提案説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

教育長職務代理者 ただ今、議案第12号について、説明を受けました。何かご質問等ございませんでしょうか。

(全委員 質問等なし)

教育長職務代理者 それでは、議案第12号について、決定することとしてご異議はございませんでしょうか。

(全委員 異議なし)

教育長職務代理者 それでは、本案については、原案どおり決定いたします。

続きまして、(9) 議案第13号 甲賀市歴史民俗資料館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、資料15に基づき説明を求めます。

次長(社会教育担当) 議案第13号「甲賀市歴史民俗資料館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」その提案理由を資料15に基づきご説明申し上げます。

甲賀市歴史民俗資料館条例については、公共施設使用料の見直しに係る関係条例の整備に伴い、昨年12月に条例改正をしておりますが、旧条例に規定のあった水口歴史民俗資料館及び水口城資料館の入館料については、減免基準の中で定めることとなりました。

つきましては、公共施設使用料の見直しに係る基本方針に基づき、歴史民俗資料館の減免基準を定めることとし、今回甲賀市歴史民俗資料館条例施行規則の一部を改正しようとするものです。

なお、この規則は、令和5年4月1日から施行します。

以上、議案第13号「甲賀市歴史民俗資料館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」の提案説明とさせていただきます。ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

教育長職務代理者 ただ今、議案第13号について、説明を受けました。何かご質問等ございませんでしょうか。

(全委員 質問等なし)

教育長職務代理者 それでは、議案第13号について、決定することとしてご異議はございませんでしょうか。

(全委員 異議なし)

教育長職務代理者 それでは、本案については、原案どおり決定いたします。

続きまして、(10)議案第14号 甲賀市立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、資料16に基づき説明を求めます。

保育幼稚園課長 議案第14号「甲賀市立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」その提案理由を申し上げます。

甲賀市立伴谷幼稚園については、甲賀市幼保・小中学校再編計画に基づき、統合・再編し、民間の公私連携幼保連携型認定こども園として整備することとなり、令和5年4月には社会福祉法人くじらの運営による新たな園が開園します。

このことから、甲賀市立伴谷幼稚園を廃止するために、甲賀市立幼稚園条例の一部を改正する条例が令和5年4月1日に施行されることに伴い、甲賀市立幼稚園条例施行規則の一部を改正するものです。

なお、この規則は、令和5年4月1日から施行することといたします。

以上、議案第14号「甲賀市立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」の提案説明とさせていただきます。

慎重審議のうえ、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

教育長職務代理者 ただ今、議案第14号について、説明を受けました。何かご質問等ございませんでしょうか。

(全委員 質問等なし)

教育長職務代理者 それでは、議案第14号について、決定することとしてご異議はございませんでしょうか。

(全委員 異議なし)

教育長職務代理者 それでは、本案については、原案どおり決定いたします。

続きまして、(11) 議案第15号 甲賀市教育委員会事務専決規程の一部を改正する規程の制定について、資料17に基づき説明を求めます。

次長（総務・管理担当） 議案第15号「甲賀市教育委員会事務専決規程の一部を改正する規程の制定について」その提案理由を申し上げます。

本改正は、令和5年度の組織・機構改編により、こども政策部発達支援課所管の適応指導教室を教育委員会事務局学校教育課に移管したことに伴い、個別決裁事項に「適応指導に関する事務」を追加するものであります。

なお、本改正は令和5年4月1日から施行します。

以上、議案第15号「甲賀市教育委員会事務専決規程の一部を改正する規程の制定について」の議案説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

教育長職務代理者 ただ今、議案第15号について、説明を受けました。何かご質問等ございませんでしょうか。

（全委員 質問等なし）

教育長職務代理者 それでは、議案第15号について、決定することとしてご異議はございませんでしょうか。

（全委員 異議なし）

教育長職務代理者 それでは、本案については、原案どおり決定いたします。

続きまして、(12) 議案第16号 甲賀市適応指導教室設置要綱の制定について、資料18に基づき説明を求めます。

学校教育課長 議案第16号「甲賀市適応指導教室設置要綱の制定について」その提案理由を申し上げます。

小中学校の児童生徒で、学校不適応となっている者に対して、学校復帰を支援するにあたり、学校とは異なる環境のもとで、一人ひとりの活力を高める適応指導及び教育相談事業を実施するため、甲賀市教育委員会に甲賀市適応指導教室を設置するものです。

適応指導教室では、不登校傾向にある児童生徒の学校適応の指導や

在籍児童生徒に関係する諸機関との連絡調整などを行います。

対象者は本市の区域内に在住又は通学する児童生徒で、不登校傾向にあり適応指導教室への通級が可能な者又は保護者による送迎ができる者とします。

指導の期間は、指導を開始した時から当該年度末までの期間とします。ただし、継続して指導の必要があると教育委員会が認めたときは、その期間を延長することができるものとします。

適応指導教室の指導員は、専門的指導技術又は教員免許状を持つ者のうちから教育委員会が任命します。

入退級の手続きについては、様式を定めることとします。なお、この告示は、令和5年4月1日から施行します。

以上、議案第16号「甲賀市適応指導教室設置要綱の制定について」の提案説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

教育長職務代理者 ただ今、議案第16号について、説明を受けました。何かご質問等ございませんでしょうか。

(全委員 質問等なし)

教育長職務代理者 それでは、議案第16号について、決定することとしてご異議はございませんでしょうか。

(全委員 異議なし)

教育長職務代理者 それでは、本案については、原案どおり決定いたします。

続きまして、(13) 議案第17号 甲賀市青少年資格等取得支援事業補助金交付要綱の制定について、資料19に基づき説明を求めます。

社会教育スポーツ課長 議案第17号「甲賀市青少年資格等取得支援事業補助金交付要綱の制定について」その提案理由を申し上げます。

本要綱は、不登校又はひきこもりの高校生又は高校生世代の者に対し、就労のために必要な資格又は免許の取得を支援することにより、本人の自信及び意識改革を涵養するとともに社会復帰への機会を創出する目的により補助金を交付するものです。

厚生労働大臣が指定する専門資格等の取得に要する受験料、受講料、

また資格取得に関わる必要経費について、補助することとし、交付申請については、資格を取得した日の属する年度末日までに申請があったものに対し、その内容を審査し交付することとします。

補助金の額は、補助対象経費の2分の1を乗じて得た額又は5万円のいずれか低い額とします。

なお、この告示は、令和5年4月1日から施行することといたします。

以上、議案第17号の提案理由といたします。

ご審議のうえ、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

教育長職務代理者 ただ今、議案第17号について、説明を受けました。何かご質問等ございませんでしょうか。

野口委員 1点だけ教えてください。ひきこもりやその方が持っている将来に必要となることなどの状況も含めて、その相談は不登校となっている方の学校の関係者が介入することになるのでしょうか。今では県の子ども・青少年局にしがジョブパークなどがありますので、どのようにして情報を得て、どのような指導の体制になるのでしょうか。

社会教育スポーツ課長 まず、周知の仕方ですが、本年3月末をもって中学校を卒業される方については、市内各中学校に対して次年度から制度を設けたことを4月の校長会等でお示ししたいと考えています。近隣の高校につきましても、市からアクションを起こしたいと考えております。高校に関しては、どなたが対象となりうるのかが市では分かりませんので、学校からその生徒に対してアプローチしていただくこととなります。併せて、市にはホームページ、各種SNSがございますので、そういったものでも発信していこうと考えております。また、少年センターについても連携して周知していこうと考えているところです。

野口委員 草津方面でも県が対応する機関があって、他の人には言えないけれど学校を休んでしまっていると相談に来る高校生がいるそうです。それから、次に進むために、会社に行くための相談も結構あると聞いていますので、そういう情報が何かのつながりで分かればよいと思ったのでお聞きしました。

社会教育スポーツ課長 少年センター等もございますので、そちらとも相談と連携を密にしながら、情報を提供できたらと考えます。

教育長職務代理者 他にご質問等ございませんでしょうか。

(全委員 質問等なし)

教育長職務代理者 それでは、議案第17号について、決定することとしてご異議はございませんでしょうか。

(全委員 異議なし)

教育長職務代理者 それでは、本案については、原案どおり決定いたします。続きまして、(14) 議案第18号 甲賀市地域学校協働活動推進事業実行委員会設置要綱の制定について、資料20に基づき説明を求めます。

社会教育スポーツ課参事 議案第18号「甲賀市地域学校協働活動推進事業実行委員会設置要綱の制定について」その提案理由を申し上げます。

本要綱は、幅広い地域住民等の参画により、地域と学校が連携・協働して、地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支え、地域を創生する活動を推進するため、市内の地域学校協働活動の運営方法等の調査・研究・協議を行う実行委員会を設置するものです。

実行委員について、地域全体で地域学校協働活動を行うという趣旨に鑑み、実情に応じて行政関係者、学校教育関係者、PTA関係者、地域学校協働活動推進員、地域学校協働本部及び学校運営協議会関係者等をもって構成するものであります。なお、この告示は、令和5年4月1日から施行することといたします。

以上、議案第18号の提案理由といたします。

ご審議のうえ、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

教育長職務代理者 ただ今、議案第18号について、説明を受けました。何かご質問等ございませんでしょうか。

野口委員 この委員会そのものに反対ではございません。よろしく願いいたします。

先日、ある民間団体の中で話をしているときに入手した情報ですが、その地域でも地域学校協働活動の取り組みが始まることになって、市のある職員が積極的に関わりたいと仰っていて、元職員も一緒にやっ

ているということでした。これは、この運営委員会だけのことではなくて、地域の活動にかかわる方々に情報が行き渡ってほしいですし、地域の中で変化が起きつつあるということも感じています。

特に市の職員は、いろいろな情報に近い位置におられるので、そういったことも知ってもらって、自分の地域の中で活かすことができるようにつなげてもらえると嬉しいと思いながら聞いた話でした。

次長（総務・管理担当） 市職員への周知に関しては、先日、職員全体研修があり、その中で市の主要な事業を紹介する場面がございました。例えば、国スポ・障スポでは市職員全員の参画、地域学校協働活動では自分の地域での参画をお願いするという事もPRさせていただいております。そういったように、市職員の意識の醸成にも努めてまいりたいと考えているところです。

池田委員 繰り返しになりますが、地域学校協働活動の推進やコミュニティ・スクールでは、地域の方々の理解があって活動しやすくなる面があると思いますので、重ね重ねとなりますけれども、一生懸命PRしていただきたいと思います。

教育長職務代理者 他にご質問等ございませんでしょうか。

（全委員 質問等なし）

教育長職務代理者 それでは、議案第18号について、決定することとしてご異議はございませんでしょうか。

（全委員 異議なし）

教育長職務代理者 それでは、本案については、原案どおり決定いたします。

一時、休憩いたします。

（休憩）

教育長職務代理者 再開します。続きまして、（15）議案第19号 甲賀市障害者スポーツ競技用補装具等購入補助金交付要綱の制定について、資料21に基づき説明を求めます。

国スポ・障スポ推進室長 議案第19号 「甲賀市障害者スポーツ競技用補装具等購入補助金交付要綱の制定について」その提案理由を申しあげます。

市内に住民登録のある身体に障がいのある方が、スポーツに取り組



む際に必要となるスポーツ競技用補装具等を購入する費用の一部を補助することで、競技に取り組む際の経済的負担の軽減を図り、スポーツ人口の拡大を図りスポーツ振興を振興するため、補助金を交付することに関し、甲賀市補助金等交付規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものです。

補助対象者については、第4条において、市内に住民登録のある身体障害者または身体障害児で、スポーツを行うにあたりスポーツ競技用補装具等が必要になる者としております。

補助金の額については、第5条にて、購入費用の100分の90以内、上限額を25万円と定めるとともに、交付申請や実績報告等の手続を第6条から第11条で定めております。

以上、議案第19号「甲賀市障害者スポーツ競技用補装具等購入補助金交付要綱の制定について」の議案説明といたします。

ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

教育長職務代理者 ただ今、議案第19号について、説明を受けました。何かご質問等ございませんでしょうか。

(全委員 質問等なし)

教育長職務代理者 それでは、議案第19号について、決定することとしてご異議はございませんでしょうか。

(全委員 異議なし)

教育長職務代理者 それでは、本案については、原案どおり決定いたします。

続きまして、(16) 議案第20号 甲賀市東海道「暮らし・にぎわい」再生事業補助金交付要綱の制定について、資料22に基づき説明を求めます。

教育部長 議案第20号「甲賀市東海道「暮らし・にぎわい」再生事業補助金交付要綱の制定について」、その提案理由をご説明申し上げます。

東海道士山宿周辺では、現在も伝統的建造物などの町並みが残り、宿場の風情を感じることができますが、近年人口減少に伴う空き家の増加や、伝統的建造物の保存や伝承などが課題となっていることから、地域（東海道士山宿まちづくり協議会）と市が連携して「東海道士山

宿の歴史文化を活かした「にぎわい再生ビジョン」を策定し、土山宿の  
にぎわい再生を目指した取組を進めています。

本要綱については、東海道の特色ある景観を構成する歴史的建造物  
を将来に継承していくことを目的とし、その維持・修理・改修・復元  
等の事業に要する経費に対して、予算の範囲内において補助金を交付  
し、ビジョンに示された東海道「暮らし・にぎわい」再生事業の取組  
を推進していくものです。

なお、この要綱は、令和5年4月1日から施行します。

以上、議案第20号「甲賀市東海道「暮らし・にぎわい」再生事業  
補助金交付要綱の制定について」の提案説明とさせていただきます。

慎重審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

教育長職務代理者 ただ今、議案第20号について、説明を受けました。何かご質  
問等ございませんでしょうか。

(全委員 質問等なし)

教育長職務代理者 それでは、議案第20号について、決定することとしてご異議  
はございませんでしょうか。

(全委員 異議なし)

教育長職務代理者 それでは、本案については、原案どおり決定いたします。

続きまして、(17) 議案第21号 甲賀市中学生国際交流事業補助  
金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について、資料23に基づき  
説明を求めます。

学校教育課長 議案第21号「甲賀市中学生国際交流事業補助金交付要綱の一部を  
改正する要綱の制定について」その提案理由を申し上げます。

世界経済での原油価格及び物価変動による燃油特別付加運賃（燃油  
サーチャージ）の高騰を受け、中学生の国際交流事業における渡航旅  
費負担が大きくなっていることから、参加生徒家庭の負担軽減を図る  
ため補助額の上限額を改め、交流事業の支援を行うものです。

改正の内容は、要綱第3条関係の別表において、補助金の上限額ミ  
シガン州2万円、利川市1万円を、それぞれ4万円及び2万円を上限  
とし、教育委員会が定める額とするものです。

本要綱につきましては、令和5年4月1日から施行いたします。

以上、議案第21号「甲賀市中学生国際交流事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について」の提案説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

教育長職務代理者 ただ今、議案第21号について、説明を受けました。何かご質問等ございませんでしょうか。

野口委員 4月1日から施行とお聞きしましたが、新型コロナウイルス感染症の影響によりしばらく中止されておりましたが、中学生交流事業の次年度の予定はどうでしょうか。県へのミシガンからの代表団は、今年度は10月に来られ、甲賀市の市民代表団は、この秋に韓国の利川市から派遣されるという情報もあります。

学校教育課長 最近では、新型コロナウイルス感染症の状況も落ち着いているところですので、4月に入りましたら、県や他市町の状況を鑑みまして、実施の方向で進めさせていただきたいと思います。

教育長職務代理者 他にご質問等ございませんでしょうか。

(全委員 質問等なし)

教育長職務代理者 それでは、議案第21号について、決定することとしてご異議はございませんでしょうか。

(全委員 異議なし)

教育長職務代理者 それでは、本案については、原案どおり決定いたします。

続きまして、(18)議案第22号 甲賀市児童生徒通学費補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について、資料24に基づき説明を求めます。

学校教育課長 議案第22号「甲賀市児童生徒通学費補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について」その提案理由を申し上げます。

徒歩による通学方法では安全面を確保することができない市立小学校に通学する児童の通学費に対して、補助対象者要件を緩和及び明確化するため、甲賀市児童生徒通学費補助金交付要綱の一部を改正するものです。

以上、議案第22号「甲賀市児童生徒通学費補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について」の提案説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

教育長職務代理者 ただ今、議案第22号について、説明を受けました。何かご質問等ございませんでしょうか。

(全委員 質問等なし)

教育長職務代理者 それでは、議案第22号について、決定することとしてご異議はございませんでしょうか。

(全委員 異議なし)

教育長職務代理者 それでは、本案については、原案どおり決定いたします。

続きまして、(19)議案第23号 甲賀市特別支援教育就学奨励費支給要綱の一部を改正する要綱の制定について、資料25に基づき説明を求めます。

学校教育課長 議案第23号「甲賀市特別支援教育就学奨励費支給要綱の一部を改正する要綱の制定について」、その提案理由を申し上げます。

国が定める特別支援教育就学奨励費の国庫補助対象限度額が改正されたことに伴い、甲賀市特別支援教育就学奨励費支給要綱の一部を改正しようとするものです。

国の基準に準じまして、新入学児童・生徒学用品等の支給額を、中学校について、2万8,990円を3万490円に、上限を引き上げることにについて、別表を改正するものです。

なお、この要綱の改正につきましては、令和5年4月1日から施行し、令和5年度就学奨励費から適用いたします。

以上、議案第23号、「甲賀市特別支援教育就学奨励費支給要綱の一部を改正する要綱の制定について」の提案説明とさせていただきます。

ご審議のうえ、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

教育長職務代理者 ただ今、議案第23号について、説明を受けました。何かご質問等ございませんでしょうか。

野口委員 1点だけ教えてください。支給を決定されて、実際に支給される時期は違ってくると思いますが、お金を立て替えておいて後からいただ

くということになるのでしょうか。それはいつ頃の給付になるのでしょうか。かなり遅くなっているはいませんか。

学校教育課長 保護者から申請を受けた後、審査を行い、学期ごとに支給しています。

教育長職務代理者 他にご質問等ございませんでしょうか。

(全委員 質問等なし)

教育長職務代理者 それでは、議案第23号について、決定することとしてご異議はございませんでしょうか。

(全委員 異議なし)

教育長職務代理者 それでは、本案については、原案どおり決定いたします。

続きまして、(20)議案第24号 甲賀市通級指導教室設置要綱の一部を改正する要綱の制定について、資料26に基づき説明を求めます。

学校教育課長 議案第24号「甲賀市通級指導教室設置要綱の一部を改正する要綱の制定について」、その提案理由を申し上げます。

令和5年度から通級指導教室の新設に伴い、要綱の一部改正を行うものであります。

改正内容でございますが、新旧対照表をごらんください。

第2条において、新たに希望ヶ丘教室を設置いたします。

本要綱につきましては、令和5年4月1日から施行いたします。

以上、議案第24号、「甲賀市通級指導教室設置要綱の一部を改正する要綱の制定について」の提案説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

教育長職務代理者 ただ今、議案第24号について、説明を受けました。何かご質問等ございませんでしょうか。

(全委員 質問等なし)

教育長職務代理者 それでは、議案第24号について、決定することとしてご異議はございませんでしょうか。

(全委員 異議なし)

教育長職務代理者 それでは、本案については、原案どおり決定いたします。

続きまして、(21) 議案第25号 甲賀市社会教育振興事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について、資料27に基づき説明を求めます。

社会教育スポーツ課長 議案第25号「甲賀市社会教育振興事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について」その提案理由を申し上げます。

本要綱は、かふか21子ども未来会議実行委員会に対して交付するものであり、21世紀を担う子どもたちが、市民とふれあい、こうかの伝統・自然・歴史・産業などについて学びながら体験する中で、自ら考える力や行動する力を引き出す機会として、社会教育の立場で支援する活動に対して補助するものです。

補助金の額は、50千円を上限として交付します。

なお、この告示は、令和5年4月1日から施行することといたします。

以上、議案第25号の提案理由といたします。

ご審議のうえ、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

教育長職務代理者 ただ今、議案第25号について、説明を受けました。何かご質問等ございませんでしょうか。

(全委員 質問等なし)

教育長職務代理者 それでは、議案第25号について、決定することとしてご異議はございませんでしょうか。

(全委員 異議なし)

教育長職務代理者 それでは、本案については、原案どおり決定いたします。

続きまして、(22) 議案第26号 甲賀市教育委員会事務局職員の異動については、人事案件ですので非公開といたします。

(非公開)

教育長職務代理者 それでは、(22) 議案第26号 甲賀市教育委員会事務局職員の異動について、資料28に基づき説明を求めます。

次長(総務・管理担当) 議案第26号甲賀市教育委員会事務局職員の異動につきましてご説明申し上げます。

令和5年3月31日および4月1日の人事異動による教育委員会事

務局職員の人事は資料 28 の別紙の内容となります。

甲賀市定期人事異動につきましては、第 2 次甲賀市総合計画の第 2 期基本計画の 3 年目として、アフターコロナを見据えた「新しい豊かさ」の創造の推進、行政改革による持続可能な自治体経営、重点事業の着実な推進のため、総合的な視点で人事配置が行われるものであり、この方針の中で、教育委員会事務局職員について異動がなされるものであります。

以上、議案第 26 号甲賀市教育委員会事務局職員の異動についての提案説明といたします。

ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

教育長職務代理者 ただ今、議案第 26 号について、説明を受けました。何かご質問等ございませんでしょうか。

(全委員 質問等なし)

教育長職務代理者 それでは、議案第 26 号について、決定することとしてご異議はございませんでしょうか。

(全委員 異議なし)

教育長職務代理者 それでは、本案については、原案どおり決定いたします。

続きまして、(23) 議案第 27 号 甲賀市学校給食センター運営委員の解嘱又は解任について、および(24) 議案第 28 号 甲賀市学校給食センター運営委員の委嘱又は任命については関連がございますので、併せて資料 29 および資料 30 に基づき説明を求めます。

教育総務課長補佐 議案第 27 号「甲賀市学校給食センター運営委員会委員の解嘱又は解任について」、および議案第 28 号「甲賀市学校給食センター運営委員会委員の委嘱又は任命について」は、関連がございますので一括して、その提案理由を申し上げます。

甲賀市学校給食センター運営委員会の委員については、「甲賀市学校給食センター条例」第 5 条第 3 項の規定により、関係学校長の代表者、また関係 P T A の代表者については甲賀市 P T A 連絡協議会を通じ委員選出を行っているところであります。

当該委員の任期は、令和 4 年 6 月 1 日から令和 5 年 5 月 31 日まで

の1年間となっておりますが、退職による離職、PTA役員の役職を離職されるのが3月31日付けとなっておりますことから、現状にあわせて本委員につきましても解嘱するものであります。また、改めて委嘱又は任命する委員については、今までは6月1日から1年間の任期でしたが、これを解嘱又は解任し、PTA等4月1日に選出できない委員を除く委員の任期を4月1日から1年間として委嘱又は任命しようとするものです。

以上、議案第27号「甲賀市学校給食センター運営委員会委員の解職又は解任について」および議案第28号「甲賀市学校給食センター運営委員会委員の委嘱又は任命について」の提案説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

教育長職務代理者 ただ今、議案第27号、28号について、説明を受けました。

何かご質問等ございませんでしょうか。

(全委員 質問等なし)

教育長職務代理者 それでは、議案第27号、28号について、決定することとして

てご異議はございませんでしょうか。

(全委員 異議なし)

教育長職務代理者 それでは、本案については、原案どおり決定いたします。

続きまして、(25) 議案第29号 甲賀市立学校評議員の委嘱について、資料31に基づき説明を求めます。

学校教育課長 議案第29号「甲賀市立学校評議員の委嘱について」その提案理由を申し上げます。

甲賀市立学校評議員設置要綱第2条の規定に基づき、各学校長から別紙のとおり学校評議員が推薦されましたので、教育委員会が学校評議員の委嘱をすることにつき議決を求めるものです。同職の任期は令和5年4月1日から令和6年3月31日までとしています。

以上、議案第29号「甲賀市立学校評議員の委嘱について」の提案説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。



教育長職務代理者 ただ今、議案第29号について、説明を受けました。何かご質問等ございませんでしょうか。

(全委員 質問等なし)

教育長職務代理者 それでは、議案第29号について、決定することとしてご異議はございませんでしょうか。

(全委員 異議なし)

教育長職務代理者 それでは、本案については、原案どおり決定いたします。

続きまして、(26)議案第30号 甲賀市学校運営協議会委員の解任について、および(27)議案第31号 甲賀市学校運営協議会委員の任命については関連がありますので、併せて資料32および資料33に基づき説明を求めます。

学校教育課長 議案第30号「甲賀市学校運営協議会委員の解任について」および議案第31号「甲賀市学校運営協議会委員の任命について」は、関連がございますので一括して、その提案理由を申しあげます。

議案第30号につきましても、甲賀市学校運営協議会規則第7条の規定により任命しております学校運営協議会委員のうち、別紙の委員についてPTA会長を交代することから、令和5年3月31日付けで、甲賀市学校運営協議会規則第16条の規定により委員を解任するものです。

続いて、議案第31号につきましても、令和5年3月31日付けで解任する委員に代わり、別紙記載の1名を甲賀市学校運営協議会規則第7条の規定により任命をするものです。任期は、令和6年3月31日までの前任者の残任期間です。

また、令和5年度では、新たに柏木小学校、綾野小学校、大原小学校、佐山小学校、甲南中部小学校の5校及び任期満了に伴う貴生川小学校、土山小学校の2校における学校運営協議会の委員任命について、教育委員会の議決を求めるものであります。

学校運営協議会の委員任命については、学校運営協議会規則第7条に基づき、保護者、地域住民、学識経験者等15名以内で構成することとしており、別紙記載の方々に委員の任命を行うもので、委員の任

期は2年で、令和5年4月1日から令和7年3月31日までとするものであります。

以上、議案第30号「甲賀市学校運営協議会委員の解任について」および議案第31号「甲賀市学校運営協議会委員の任命について」の提案説明とさせていただきます。

ご審議のうえ、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

教育長職務代理者 ただ今、議案第30号、31号について、説明を受けました。

何かご質問等ございませんでしょうか。

野口委員 学校運営協議会ということは、コミュニティ・スクールがもうできているということでしょうか。

学校教育課長 令和5年度設置予定の5校分も含めて提案しています。

野口委員 分かりました。PTAの運営が、甲賀市だけではなくて全県的にも存続にかけては非常に難しいということを、よくお聞きしますが、運営委員を選出される時にご苦勞をされているところはございませんか。PTA会長も入ってくださるので安泰だと思って聞いてはいましたが。

学校教育課長 PTA役員につきましては、このご時世ではなかなかPTAの会員として入会していただくこと自体が難しい状況でございます。その中にもあっても、学校のためにはということで、PTA会長や役員が協力してくださっていますので、100%ではないかもしれませんが、地域の方々に協力をいただいているところです。

教育長職務代理者 他にご質問等ございませんでしょうか。

(全委員 質問等なし)

教育長職務代理者 それでは、議案第30号、31号について、決定することとしてご異議はございませんでしょうか。

(全委員 異議なし)

教育長職務代理者 それでは、本案については、原案どおり決定いたします。

続きまして、(28)議案第32号 甲賀市立小中学校における学校医・歯科医・薬剤師の委嘱について、資料34に基づき説明を求めます。

学校教育課長 議案第32号「甲賀市立小中学校における学校医・歯科医・薬剤師の委嘱について」その提案理由を申し上げます。

学校保健安全法第23条の規定により学校には学校医等を置くものと定められているため、甲賀市立小中学校の学校医・歯科医・薬剤師の委嘱をすることにつき、教育委員会の議決を求めるものです。

なお、同職の任期は令和5年4月1日から令和6年3月31日までとしています。

以上、議案第32号「甲賀市立小中学校における学校医・歯科医・薬剤師の委嘱について」の提案説明とさせていただきます。

何とぞ、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

教育長職務代理者 ただ今、議案第32号について、説明を受けました。何かご質問等ございませんでしょうか。

(全委員 質問等なし)

教育長職務代理者 それでは、議案第32号について、決定することとしてご異議はございませんでしょうか。

(全委員 異議なし)

教育長職務代理者 それでは、本案については、原案どおり決定いたします。

続きまして、(29)議案第33号 甲賀市立幼稚園における園医・歯科医・薬剤師の委嘱について、資料35に基づき説明を求めます。

保育幼稚園課参事 議案第33号「甲賀市立幼稚園における園医・歯科医・薬剤師の委嘱について」その提案理由を申し上げます。

学校保健安全法第23条の規定により幼稚園には園医等を置くものと定められているため、甲賀市立幼稚園における園医・歯科医・薬剤師の委嘱をすることにつき、教育委員会の議決を求めるものです。

なお、同職の任期は令和5年(2023年)4月1日から令和6年(2024年)3月31日までとします。

以上、議案第33号「甲賀市立幼稚園における園医・歯科医・薬剤師の委嘱について」の提案説明とさせていただきます。

慎重審議のうえ、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

教育長職務代理者 ただ今、議案第33号について、説明を受けました。何かご質問

問等ございませんでしょうか。

(全委員 質問等なし)

教育長職務代理者 それでは、議案第33号について、決定することとしてご異議はございませんでしょうか。

(全委員 異議なし)

教育長職務代理者 それでは、本案については、原案どおり決定いたします。

続きまして、(30)議案第34号 甲賀市少年センター協議会委員の解嘱又は解任について、および(31)議案第35号 甲賀市少年センター協議会委員の任命については、関連がございますので、併せて資料36および資料37に基づき説明を求めます。

社会教育スポーツ課長 議案第34号「甲賀市少年センター協議会委員の解嘱又は解任について」および議案第35号「甲賀市少年センター協議会委員の任命について」は、関連がございますので一括して、その提案理由を申しあげます。

議案第34号につきましては、甲賀市少年センター条例第4条第3項の規定により教育委員会が委嘱又は任命することになっております。

令和5年3月31日付けで、別紙委員を解嘱又は解任をします。

解嘱又は解任の理由としましては、議案第34号 別紙、表番号1番の旧甲賀市区長連合会は、令和4年10月31日付けで解散されたことから解嘱とし、それに伴い、少年センター相談業務と関係性が深い、こども政策部発達支援課を新たに任命します。

また、議案第34号 別紙、表番号3番のこども政策部子育て政策課を解任し、令和3年度まで子育て政策課の課内室であって、少年センター相談業務とより関わりの深い、健康福祉部家庭児童相談室を任命します。

この両所属職員を任命することにより、重層的な組織体制の構築ができるとともに、スムーズに専門機関の窓口へ引継ぐことが期待できるため、少年センター協議会の委員構成を一部変更します。

また、この議案については、2月21日に開催しました令和4年度第2回少年センター協議会で説明し、承認をいただいておりますこと

を併せて報告します。

そのほかの委員につきましては、人事異動により変更となりますので、解嘱又は解任します委員の選出母体から、委嘱又は任命をするものです。

委員の任期は、令和5年9月30日までです。

以上、議案第34号「甲賀市少年センター協議会委員の解嘱又は解任について」および議案第35号「甲賀市少年センター協議会委員の任命について」の提案説明とさせていただきます。

ご審議のうえ、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

教育長職務代理者 ただ今、議案第34号、35号について、説明を受けました。

何かご質問等ございませんでしょうか。

(全委員 質問等なし)

教育長職務代理者 それでは、議案第34号、35号について、決定することとしてご異議はございませんでしょうか。

(全委員 異議なし)

教育長職務代理者 それでは、本案については、原案どおり決定いたします。

続きまして、(32)議案第36号 甲賀市青少年自然体験活動推進委員会委員の解嘱について、および(33)議案第37号 甲賀市青少年自然体験活動推進委員会委員の委嘱については関連がありますので、併せて資料38および資料39に基づき説明を求めます。

社会教育スポーツ課長 議案第36号「甲賀市青少年自然体験活動推進委員会委員の解嘱について」および議案第37号「甲賀市青少年自然体験活動推進委員会委員の委嘱について」は、関連がございますので一括して、その提案理由を申し上げます。

議案第36号につきましては、甲賀市附属機関設置条例第2条第2項の規定により委嘱しております青少年自然体験活動推進委員のうち、別紙の委員について代表者の異動があることから、令和5年3月31日付けで解嘱をします。

議案第37号につきましては、令和5年3月31日付けで解嘱します委員の選出母体から、別紙記載の2名を委嘱します。

任期は、令和6年9月30日までの前任者の残任期間です。

以上、議案第36号「甲賀市青少年自然体験活動推進委員会委員の解嘱について」および議案第37号「甲賀市青少年自然体験活動推進委員会委員の委嘱について」の提案説明とさせていただきます。

ご審議のうえ、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

教育長職務代理者 ただ今、議案第36号、37号について、説明を受けました。

何かご質問等ございませんでしょうか。

(全委員 質問等なし)

教育長職務代理者 それでは、議案第36号、37号について、決定することとして

てご異議はございませんでしょうか。

(全委員 異議なし)

教育長職務代理者 それでは、本案については、原案どおり決定いたします。

続きまして、(34)議案第38号 甲賀市社会教育委員の解嘱について、および(35)議案第39号 甲賀市社会教育委員の委嘱については関連がありますので、併せて資料40、資料41に基づき説明を求めます。

社会教育スポーツ課参事 議案第38号「甲賀市社会教育委員の解嘱について」及び議案第39号「甲賀市社会教育委員の委嘱について」は関連がございますので、一括してその提案理由を申し上げます。

議案第38号につきましても、甲賀市社会教育委員条例第4条の規定に基づき、委員の解嘱について、教育委員会の議決を求めるものです。

委員については、本人から一身上の都合により辞職願が提出されたため、3月31日付けで解嘱するものです。

続きまして、議案第39号につきましても、甲賀市社会教育委員条例第2条第2項の規定に基づき、解嘱に伴う1名と、新たな1名の計2名の委員の委嘱について教育委員会の議決を求めるものです。

委嘱する委員について、別紙の1番に記載する委員は、解嘱に伴うもので、その任期は、前任者の残任期間である令和5年4月1日から令和6年3月31日までの1年間とし、別紙の2番に記載する委員は、

新たに就任する1名で、その任期は、令和5年4月1日から令和7年3月31日までの2年間です。

以上、議案第38号「甲賀市社会教育委員の解嘱について」及び議案第39号「甲賀市社会教育委員の委嘱について」の提案説明とさせていただきます。

慎重審議のうえ、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

教育長職務代理者 ただ今、議案第38号、39号について、説明を受けました。

何かご質問等ございませんでしょうか。

(全委員 質問等なし)

教育長職務代理者 それでは、議案第38号、39号について、決定することとしてご異議はございませんでしょうか。

(全委員 異議なし)

教育長職務代理者 それでは、本案については、原案どおり決定いたします。

続きまして、(36)議案第40号 甲賀市地域学校協働活動推進員の委嘱について、資料42に基づき説明を求めます。

社会教育スポーツ課参事 議案第40号「甲賀市地域学校協働活動推進員の委嘱について」その提案理由を申し上げます。

本市では、「学校を核とした地域づくり」を目指して、学校と地域が相互に連絡、協働し、地域住民や各種団体の参加を得ながら、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えていく体制づくりを構築するため、市内各小中学校で地域学校協働活動を推進しております。

地域学校協働活動を推進するためには、学校と地域をつなぐコーディネーターの役割が必要不可欠であり、そうした役割を担える人材として、本議案にて15名を甲賀市地域学校協働活動推進員に委嘱しようとするものです。

つきましては、社会教育法第9条の7第1項の規定に基づき、教育委員会の議決を求めるものです。

任期は令和5年4月1日から令和6年3月31日であります。

以上、議案第40号「甲賀市地域学校協働活動推進員の委嘱について」の提案説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

教育長職務代理者 ただ今、議案第40号について、説明を受けました。何かご質問等ございませんでしょうか。

野口委員 1点教えてください。コミュニティ・スクールのところでも報告がありました。コミュニティ・スクール学校運営協議会があるところは、全て地域学校協働活動の推進体制が整っているということでしょうか。委員だけが決まっているということでしょうか。

社会教育スポーツ課参事 甲賀市地域学校協働活動推進でございますが、今年度については4校で協働本部とコミュニティ・スクールが立ち上がっております。令和5年度につきましては、さらに5校が協働本部とコミュニティ・スクールを立ち上げるということで、合計9校において立ち上がる予定となっております。

当然、本市では、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動本部の両輪で地域学校協働活動を推進していくという趣旨で進めておりますが、コミュニティ・スクール本部をコーディネートしていただく方として、今年度の4校に甲賀市学校協働活動推進員を1から2名委嘱しており、次年度も新たな5校を含めまして同様に1から2名、合計15名の推進員を委嘱するよう考えております。

野口委員 ということは、令和4年度は、この推進員であるコーディネーターの方たちの会議には、このメンバーが全員集まっておられたということですか。

社会教育スポーツ課参事 今年度は、4校の推進員の会議等がございました。次年度については、推進員も含めまして本部関係者や学校関係者で構成する実行委員会も立ち上げてまいりますので、その会議を進めていただきまして推進していこうというものでございます。

野口委員 前回も申しあげましたけれど、コーディネートすることは本当に難しいという声も聞きます。その運営委員会とは別にコーディネーターの方たちの研修会や交流、情報共有の場はあるということですか。

社会教育スポーツ課参事 今年度にも、情報共有の場や会議というものは何回か開催させていただいております。次年度につきましては、実行委員会と



いう正式な形で情報共有や県外からの新しい情報の提供、自分の地域以外の学校の情報交換も含めて推進していこうという考えでございます。

野口委員　もう1点だけ教えてください。その研修会や情報共有の場には、管轄されている学校教育課や社会教育スポーツ課の担当者が、いつも来られているということですか。

社会教育スポーツ課参事　今年度もそうでしたけれども、コミュニティ・スクールは学校教育課、地域学校協働活動推進本部は社会教育スポーツ課と担当を分けておりますけれども、会議や地域への説明会には学校教育課と社会教育スポーツ課の担当は、毎回一緒に出席して対応させていただいております。次年度についても、当然同じ形で進んでいくこととなります。

教育長職務代理者　他にご質問等ございませんでしょうか。

（全委員　質問等なし）

教育長職務代理者　それでは、議案第40号について、決定することとしてご異議はございませんでしょうか。

（全委員　異議なし）

教育長職務代理者　それでは、本案については、原案どおり決定いたします。続きまして、(37)議案第41号「甲賀市スポーツ推進委員の委嘱について」、資料43に基づき説明を求めます。

社会教育スポーツ課長　議案第41号「甲賀市スポーツ推進委員の委嘱について」その提案理由を申し上げます。

甲賀市スポーツ推進委員は、甲賀市スポーツ推進委員規則第2条に基づき、市教育委員会が委嘱することとなっており、定員50名のうち現在36名の委員に委嘱しておりますが、委員の活動を広めていくため、令和5年4月1日付けで別紙記載の2名について委嘱するため、同規則第2条の規定に基づき、教育委員会の議決を求めるものです。

なお、任期は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までであります。

以上、議案第41号「甲賀市スポーツ推進委員の委嘱について」の

提案説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

教育長職務代理者 ただ今、議案第41号について、説明を受けました。何かご質問等ございませんでしょうか。

(全委員 質問等なし)

教育長職務代理者 それでは、議案第41号について、決定することとしてご異議はございませんでしょうか。

(全委員 異議なし)

教育長職務代理者 それでは、本案については、原案どおり決定いたします。

続きまして、(38)議案第42号 甲賀市水口曳山祭曳山保存修理委員会委員の委嘱について、資料44に基づき説明を求めます。

次長(社会教育担当) 議案第42号「甲賀市水口曳山祭曳山保存修理委員会委員の委嘱について」、その提案理由を申し上げます。

令和5年3月31日の任期満了に伴い4月1日より委員を委嘱させていただくことにつき、甲賀市水口曳山祭曳山保存修理委員会設置要綱第3条第2項の規定に基づき、教育委員会の議決をお願いするものでございます。

甲賀市水口曳山祭曳山保存修理委員会は、甲賀市指定有形民俗文化財であります水口祭の曳山について、文化財の価値を損なうことなく適切な保存修理を施すために設置されたものであり、修理に当たっては、民俗学、建造物、染織などの分野の有識者に委員をお願いし、それぞれ専門の立場から、ご指導、ご助言をいただいております。4名の委員は全員が再任であり、引き続き委員を委嘱し、今後の曳山保存修理事業へのご指導やご助言をいただく予定となっております。

任期は令和5年4月1日から令和7年3月31日まででございます。

以上、議案第42号「甲賀市水口曳山祭曳山保存修理委員会委員の委嘱について」の提案説明とさせていただきます。

慎重審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

教育長職務代理者 ただ今、議案第42号について、説明を受けました。何かご質問等ございませんでしょうか。

(全委員 質問等なし)

教育長職務代理者 それでは、議案第42号について、決定することとしてご異議はございませんでしょうか。

(全委員 異議なし)

教育長職務代理者 それでは、本案については、原案どおり決定いたします。

続きまして、(39)議案第43号 甲賀市史跡紫香楽宮跡調査整備委員会委員の解嘱について、資料45に基づき説明を求めます。

次長(社会教育担当) 議案第43号「甲賀市史跡紫香楽宮跡調査整備委員会委員の解嘱について」その提案理由を資料45に基づきご説明申しあげます。

甲賀市史跡紫香楽宮跡調査整備委員会は、史跡紫香楽宮跡の整備活用に関する事項について検討いただいておりますが、委員一名から一身上の都合により令和5年3月末で委員を辞職したい旨の申し出を受けたことから、甲賀市史跡紫香楽宮跡調査整備委員会設置要綱第3条第2項の規定により、委員を解嘱するものです。

なお、後任の委員につきましては、国、県と協議しながら候補を決定する予定であります。

以上、議案第43号「甲賀市史跡紫香楽宮跡調査整備委員会委員の解嘱について」の提案説明とさせていただきます。慎重審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

教育長職務代理者 ただ今、議案第43号について、説明を受けました。何かご質問等ございませんでしょうか。

(全委員 質問等なし)

教育長職務代理者 それでは、議案第43号について、決定することとしてご異議はございませんでしょうか。

(全委員 異議なし)

教育長職務代理者 それでは、本案については、原案どおり決定いたします。

続きまして、4. その他、連絡事項に入らせていただきます。(1) 令和5年第5回(4月定例)甲賀市教育委員会について、(2) 令和5年第5回甲賀市教育委員会委員協議会について、あわせて説明を求め

ます。

次長（総務・管理担当） （１）令和５年第５回（４月定例）甲賀市教育委員会につきましては、令和５年４月２６日（水）午後２時から、（２）令和５年第５回甲賀市教育委員会委員協議会につきましては、令和５年４月１１日（火）午後２時から開催させていただきます。テーマは令和５年度主要事業等説明について、でございます。

どうぞよろしくお願ひ申しあげます。

教育長職務代理者 ただ今の連絡事項について、何かご意見、ご質問等ございませんか。

（全委員 質問等なし）

教育長職務代理者 それでは、以上をもちまして、令和５年第４回甲賀市教育委員会定例会を閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。

〔閉会 午後５時５８分〕